

平成 27 年 1 月 14 日
消費者庁消費者教育・地方協力課

「消費生活相談員」資格通称募集要領

1. 趣旨

第186回通常国会において、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成26年法律第71号）が成立し、同法で消費者安全法（平成21年法律第50号）についても改正されました。

この消費者安全法の改正により、消費生活相談員資格試験制度が法定化され、消費生活相談員は資格試験の合格者及びこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する者から任用されることとなります。

改正後の消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験に合格した資格保有者が名乗ることのできる資格名の通称を募集いたします。

2. 募集内容

応募は1人につき何点でも応募できますが、応募の際は、その通称とした理由も記載してください（複数応募する際はそれぞれ理由を記載すること）。なお、応募用紙の提出にあたって、字体や色などについては自由といたしますが、検討の勘案事項とはなりませんので御了承ください。

3. 応募期間

平成 27 年 1 月 14 日～2月 13 日まで（当日必着）

4. 応募規定

- (1) 国籍、年齢、性別、プロ・アマチュアは問いません。
- (2) 応募は1人につき何点でも応募できます。
- (3) 応募する通称は、応募者自作で未発表のものとし、著作権などその他第三者の権利を侵害せず、誹謗中傷する内容が含まれていないものとし、ます。
- (4) 第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らが対応することとし、消費者庁は一切の責任を負いません。消費者庁が損害を被った場合は、損害を賠償していただくこととします。
- (5) 採用された通称の著作権、二次使用权、商品化権、肖像権、放送権などその他一切の知的財産権は消費者庁に帰属します。
- (6) 採用された通称については、当庁で修正を加える場合があります。

- (7) 応募に伴う個人情報については個人情報保護法に従って当庁で適正に管理し、本件以外に使用することはありません。
- (8) 応募に関する費用は全て応募者が御負担ください。
- (9) 採用後であっても、規定に反することが判明した際には、採用を無効とします。

5. 応募方法

「消費生活相談員」資格通称応募用紙又は応募用紙の記載事項を全て満たした用紙を用いて、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

- (1) 電子メールの場合
メールアドレス：i.chihokoryoku@caa.go.jp
- (2) FAXの場合
FAX番号：03-3507-9286
消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛て
- (3) 郵送の場合
〒100-6178
東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階
消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛て

6. 選考方法及び結果発表

通称については、必ずしも最も多数の応募があったものから決定するとは限らず、応募されたものを基に当庁において決定することといたします。

なお、決定した通称については当庁ウェブサイトに掲載することとし、この発表をもって応募者への結果通知に代えさせていただきます。

(参考)「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会報告書」

1. 消費生活相談員の職務

都道府県及び市町村の消費生活相談員の職務を整理すると、おおむね以下のとおりである。

- 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせん
- 消費者による主体的な問題解決の促進・支援（消費生活の専門家としての一般的な消費生活に係る適切な助言等）
- 他の専門家等への橋渡し
- 相談結果の整理・分析及び消費者教育・消費者啓発への活用
- 消費生活相談の現場で把握した問題点等の関係部局に対する情報提供

2. 消費生活相談員に求められる知識及び技術

都道府県及び市町村の消費生活相談員に求められる知識及び技術を整理すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 消費生活相談を行うために必要な知識

【商品・役務】

- 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する知識
- 商品等及び役務並びに生活に関する知識

【消費者行政】

- 消費者行政に関する法令に関する知識
- 消費者問題の動向等についての知識
- 消費者行政についての知識

【関連分野】

- 福祉などの関連分野や行政一般に関する知識
- 経済等に関する知識
- 関連分野や家計管理等に関する知識

(2) 消費生活相談を行うために必要な技術

- 消費生活相談の実務に関する技術（ヒアリング力、コミュニケーションスキル・交渉力）
- 文章作成力
- 関係部局等に対する問題提起をする能力
- 法律を事案解決のために具体的に活用する能力

※「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」ホームページ

<http://www.caa.go.jp/region/index12.html>

以上

「消費生活相談員」資格通称応募用紙

通称・理由	
通称	
上記通称とした理由	

作者の氏名等			
フリガナ		性別	男・女
氏名			
住所	(〒 ー)		
職業又は学校名		年齢	
電話番号	※携帯電話でも可（連絡可能な連絡先）		
メールアドレス	PC・携帯電話どちらでも可		

担当課記入欄	
受付日	受付番号